

埼玉県行田浄水場安全衛生委員会設置要綱

(設置)

第1条 職員の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を図るため、埼玉県企業局安全衛生委員会設置要綱第10条の規定に基づき、埼玉県行田浄水場（以下「浄水場」という。）に安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に定める事項を調査審議し、埼玉県行田浄水場長（以下「場長」という。）に意見を述べるものとする。

- 一 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で安全衛生に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止、並びに健康の保持増進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員長及び委員6名により構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、場長をもって充てる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 3 委員は、次の者をもって構成する。その半数は、埼玉県職員組合企業局支部行田分会から推薦された者とする。
 - (1) 浄水場の職員で安全衛生推進者に選任された者で場長が指名した者
 - (2) 浄水場の職員で安全衛生に関し経験を有する者で場長が指名した者

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、4月1日から3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 場長は、委員に欠員が生じたときは、速やかに後任者を指名するものとし、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、年4回以上開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるとき、又は2分の1以上の委員から請求があったときは、臨時に会議を開催することができる。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(部会)

第7条 委員会は、特定の事項を調査審議するため部会を設けることができる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(審議結果の報告)

第9条 委員長は、審議の結果を速やかに、関係職員に周知させるものとする。

(議事録)

第10条 委員会の議事録は、3年間保存しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会に事務局を置き、庶務事務を処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。